

宮古・八重山活断層監視網の早期構築を求める意見書

沖縄県は、平成 26 年 3 月に「沖縄県地震被害想定調査報告書」を公表した。その中で、八重山地域の津波による被害状況想定を見てみると、石垣市は約 600 名の死傷者と 6,700 棟の建物が全半壊するとの被害想定が出されている。

大地震及び大津波を引き起こす海底活断層の監視体制は、日本列島に 2007 年までに 8 か所設置されており、その後も南海トラフの引き起こす地震の予兆を早期に捉えるための観測体制が継続的に構築されている。しかし、現在の地震予測は、南海トラフに集中して議論されており、南西諸島地域は観測の空白地帯となっている。

前述した県の報告書では、南西諸島全域の海底活断層及びその活断層に連動して沖縄県内各地域で発生する地震と津波の被害想定が明らかにされているが、宮古・八重山諸島の大規模地震を起こす可能性の高いのは、宮古・八重山諸島地域の「八重山諸島南方沖地震 3 連動」と想定されている。

八重山諸島においては、9,000 人余の死者行方不明者を出した明和の大津波（1771 年）からすでに 246 年が経過しており、同規模の大地震と津波がいつ発生してもおかしくない時期に来ている。

よって当市議会は、この海底活断層を直接観測し、大地震の発生確率をできるだけ明らかにするとともに、発生時の市民への被害を最小限にするため、早期の地震予兆の把握及び警告・警報ができる活断層監視網の早期構築を要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 6 月 26 日

石垣市議会

あて先 内閣総理大臣、内閣官房長官、国土交通大臣、沖縄及び北方対策担当大臣